

施設利用契約書

介護老人保健施設・(介護予防) 短期入所療養介護

令和7年12月1日

(契約書の目的)

第1条 介護老人保健施設仁風荘及びユニット型介護老人保健施設仁風荘（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下、「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が本契約書を当施設に提出した、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書の各条項の改定が行われない限り、原則、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所、利用中止の意思表明をすることにより、本契約書に基づく介護サービスを解除・終了することができます。また、利用者本人が死亡したときは、本利用契約は終了します。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく介護サービス利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約書に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合（ハラスメント行為を含む）
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本契約書に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、原則、医師の判断によるものとし、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当該医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を「個人情報の取扱いについて」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - ⑥ 滞納などによる支払いの状況
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置をします。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者、連帯保証人は、連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名等の上、1通ずつ保有するものとします。

<別紙1>

当施設のご案内
(令和7年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設仁風荘（定員56名）
- ・開設年月日 平成元年4月1日
- ・所在地 米子市上後藤3丁目5-1
- ・電話番号 (0859) 24-0007 FAX (0859) 48-1028
- ・施設長名 門脇 敬一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設、(介護予防) 短期入所療養介護【3150280018号】

(2) 施設の名称等

- ・施設名 ユニット型介護老人保健施設仁風荘（定員44名）
- ・開設年月日 平成26年4月1日
- ・所在地 米子市上後藤3丁目5-1
- ・電話番号 (0859) 24-0007 FAX (0859) 48-1028
- ・施設長名 門脇 敬一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設、(介護予防) 短期入所療養介護【3170202562号】

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(4) 介護老人保健施設仁風荘の体制（法令で定める最低の人員を標記しています）

	各職種	実人数	常勤換算	専従・兼務の状況
1	管理者	1人	0.5人	仁風荘ユニット型との兼務
2	医師	1人	0.5人	仁風荘ユニット型との兼務
3	薬剤師	1人	0.15人	仁風荘ユニット型との兼務
4	看護職員	10人	5人	仁風荘ユニット型との兼務
5	介護職員	19人	14人	専従
6	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	0.5人以上	仁風荘ユニット型との兼務
7	支援相談員	1人以上	0.5人以上	仁風荘ユニット型との兼務
8	栄養士又は管理栄養士	1人	0.5人	仁風荘ユニット型との兼務
9	介護支援専門員	1人	0.5人	仁風荘ユニット型との兼務
10	事務員	1人以上	0.5人以上	仁風荘ユニット型との兼務

(5) ユニット型介護老人保健施設仁風荘の体制(法令で定める最低の人員を標記しています)

	各職種	実人数	常勤換算	専従・兼務の状況
1	管理者	1人	0.5人	仁風荘(従来型)との兼務
2	医師	1人	0.5人	仁風荘(従来型)との兼務
3	薬剤師	1人	0.15人	仁風荘(従来型)との兼務
4	看護職員	10人	4人	仁風荘(従来型)との兼務
5	介護職員	14人	11人	専従
6	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	0.5人以上	仁風荘(従来型)との兼務
7	支援相談員	1人以上	0.5人以上	仁風荘(従来型)との兼務
8	栄養士又は管理栄養士	1人	0.5人	仁風荘(従来型)との兼務
9	介護支援専門員	1人	0.5人	仁風荘(従来型)との兼務
10	事務員	1人以上	0.5人以上	仁風荘(従来型)との兼務

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
 - (2) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
 - (3) 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきますが、ご希望があればお部屋等でおとりいただく事が可能です。ご希望の方は担当者へお知らせ下さい)
 - ① 朝食 8時00分~
 - ② 昼食 12時00分~
 - ③ 夕食 18時00分~
 - (4) 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
 - (5) 医学的管理・看護
 - (6) 介護(退所時の支援も行います)
 - (7) リハビリテーション
 - (8) 相談援助サービス
 - (9) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
 - (10) 利用者が選定する特別な食事の提供
 - (11) 理美容サービス(原則月1回以上実施します。)
 - (12) 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
 - (13) 行政手続代行
 - (14) その他
- *これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。そのような場合は事前にご連絡いたします。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

・名 称 医療法人養和会 養和病院
住 所 米子市上後藤 3-5-1

・名 称 医療法人育生会 高島病院
住 所 米子市西町 6 番地

(2) 協力歯科医療機関

・名 称 小川歯科医院
・住 所 米子市両三柳 4 4 8 1 – 3

◇緊急時の連絡先

なお、急変等の緊急時には、事前に確認をした緊急連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- | | |
|----------------|---|
| ➤ 面会 | 午前 9 時～午後 7 時まで
(午後 6 時 30 分以降は専用の通路をご利用下さい) |
| ➤ 外出・外泊 | ご希望の方は、支援相談員までお知らせ下さい。 |
| ➤ 飲酒・喫煙 | 医師の指示により制限をする事があります。 |
| ➤ 火気の取扱い | 施設内での火気の使用は出来ません。 |
| ➤ 設備・備品の利用 | 事前に職員へご相談下さい。 |
| ➤ 所持品・備品等の持ち込み | 事前に職員へご相談下さい。
(保管場所に限りがありますので制限をする事があります。) |
| ➤ 金銭・貴重品の管理 | 原則居室への持込は出来ません。 |
| ➤ 外泊時等の施設外での受診 | 原則禁止しています。但し緊急時など受診された場合は、必ず職員へお知らせ下さい。 |
| ➤ 宗教活動 | 事前に支援相談員へご相談下さい。 |
| ➤ ペットの持ち込み | ペットの持込は禁止しております。 |

5. 非常災害対策

- 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常口の設置、緊急通報完備
➤ 防災訓練 年 2 回

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修等を実施しています（委員会の開催、指針整備等）。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政

機関に通報します。

7. サービスの継続的な提供について

当施設では事業者である医療法人養和会と共同して感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）
また、災害発生時においてもご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を整備しています。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

養和会では以下、法人総合のご利用者相談・苦情窓口を設けております。

法人総合ご利用者ご相談・苦情窓口

電話：0859-24-0007

担当：仁風荘事務長 石田良太

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関などに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただることもできます。また、以下の公的機関などでも、苦情を申し立てる事ができます。

鳥取県国民保健連合会

所在地：鳥取市立川町6-176

電話番号：0857-20-2100

F A X：0857-29-6115

米子市長寿社会課

所在地：米子市加茂町1-1

電話番号：0859-23-5155

F A X：0859-23-5012

対応時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、支援相談員までお声かけ下さい

利 用 者 負 担 説 明 書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる自己負担分（1割または2割または3割）と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、俱乐部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービスごとに異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、下記担当者にご相談ください。

令和6年8月1日

【名称】

(1) 介護老人保健施設仁風荘（事業者番号：3150280018）

住所：鳥取県米子市上後藤3-5-1

TEL（0859）24-0007

FAX（0859）48-1028

(2) ユニット型介護老人保健施設仁風荘（事業所番号：3170202562）

住所：鳥取県米子市上後藤3-5-1

TEL（0859）24-0007

FAX（0859）48-1028

【入所担当者】

仁風荘 地域連携室（支援相談員：熊谷、三浦、足立）

住所：鳥取県米子市上後藤3-5-1

TEL（0859）24-0007

FAX（0859）48-1028

A 仁風荘入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

*基本療養費の日額については、別紙（仁風荘利用料金一覧）の通りとなります。

- 入所後30日間に限って初期加算として、上記施設利用料に30円加算されます。
- 地域医療情報連携ネットワークなどのシステムや急性期病床を持つ医療機関の入退院支援部門を通して空床情報の定期的な情報共有を行うとともに一定期間内に医療機関を退院した者を受け入れた場合60円加算されます。
- 厚生労働大臣が定める夜勤のスタッフの勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県に届け出た場合、1日24円加算されます。
- 認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に76円加算されます。
(認知症専門棟に入所された場合は、個室でも居住費は多床室扱いとなります)
- 国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したスタッフを1名以上配置し認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを行っている場合、1日3円加算されます。
- 国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したスタッフ、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置し、他職員に対し認知症ケアの指導等を実施していること。また、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施している場合、1日4円加算されます。
- 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐためあるいは出現時に早期に対応するための平時からの取り組みを推進するため要件に応じて以下の料金が加算されます。
認知症チームケア推進加算(I)150円／月
認知症チームケア推進加算(II)120円／月
- 介護保健施設サービス費（I）の【基本型】又はユニット介護保険施設(I)の【基本型】を算定しているものである場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が40以上の場合51円加算されます。
- 介護保健施設サービス費（I）の【在宅強化型】又はユニット介護保険施設(I)の【在宅強化型】を算定しているものである場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が70以上の場合、51円加算されます。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により短期集中リハビリテーションの提供を受けた場合には、入所日から起算して90日に限り、1日200円を加算されます。
さらに入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともにその結果を厚生労働省へ提出し必要に応じてリハビリテーション計画書を見直している場合1日258円加算されます。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により認知症短期集中リハビリテーションの提供を受けた場合には、入所日から起算して90日に限り、週3回を限度として1日120円を加算されます。入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設などを訪問し生活環境を踏まえたりハビリテーション計画書を作成した場合は1日240円加算されます。
- 若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定め受け入れ、サービスを行った場合は1日につき120円が加算されます。
- 認知症行動・心理症状（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合、1日につき200円が加算されます。（7日間に限る）
- 認知症の利用者の確定診断を目的として、診療状況を示す文書を添えて認知症疾患医

療センターなどに紹介した場合は350円加算されます。(入所期間中1回を限度)

- 施設におけるポリファーマシー解消の取り組みを推進する観点から入所前の主治医と連携し薬剤を評価・調整した場合に加え施設において薬剤を評価・調整した場合要件に応じて以下が加算されます。
 - かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 140円／回
 - かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ 70円／回
- 上記に加え、入所者の服薬情報を厚生労働省に提出し、処方にあたって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合、240円加算されます。
- さらに、6種類以上の内服薬が処方されており、当施設の医師とかかりつけ医の医師が合意し1種類以上減少した場合、また退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少した場合は、100円加算されます。
- 地域の医療機関から退院した入所者に対して、一定の要件を満たした場合で、退院先の病院へ診療情報を提供した場合に300円加算されます。(1入所1回限り)
- 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。(月6日間まで)
- 退所が見込まれる入所者に対して試行的に退所させ当施設により提供される在宅サービスを提供する場合1月に6日を限度として1日につき800円加算されます
(外泊の初日及び最終日は算定できません)
- 入所前30日、または入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画を策定及び診療方針の決定を行った場合、450円を加算されます。またその決定に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合は、480円加算されます。
- イ) 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスなどの利用方針を定めること
ロ) 入所者の退所に先立って入所者が希望する居宅介護事業所に対し、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ居宅サービスなどの調整を行う。
イ)、ロ) 両方行った場合600円、ロ)のみ行った場合は400点加算されます。
- 退所が見込まれる入所者を試行的に居宅に退所させる場合において、当該入所者、家族などに対して退所後の療養上の指導を行った場合に、その月から3月の間に限り月に1回を限度に400円が加算されます。
- 退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①退所時情報提供加算(Ⅰ) 500円

居宅において療養を継続する場合において退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合。(社会福祉施設などに退所される場合も当該施設に対して処遇に必要な情報に診療状況を示す文書を添えた場合も同様)

②退所時情報提供加算(Ⅱ) 250円

医療機関に退所する入所者などについて退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際入所者等の同意を得て心身の状況、生活歴などを示す情報を提供した場合。

③老人訪問看護指示の場合 300円

当施設医師が訪問看護サービスの利用が必要と判断した場合であって訪問看護指示書を交付した場合

- 居宅、他の介護保険施設、医療機関などに退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から管理栄養士が入所者などの栄養管理に関する情報を介護保険施設や医療機関などに提供した場合1月に1回を限度に70円／

回が加算されます。

- ご家族の同意を得て、看取りの計画を作成し実施した場合は、以下の加算がされます。
 - ①死亡日 45日前～31日前までは 72円加算されます。
 - ②死亡日以前 4日～30日までは 160円加算されます。
 - ③死亡日前日及び前々日には 910円加算されます。
 - ④死亡日には 1900円加算されます。
- 高齢者施設内で感染者が発生した場合感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者などへの感染拡大を防止することが求められることに対して要件に応じて以下が加算されます。

高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位／月
高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5単位／月
- 新興感染症のパンデミック発生時などにおいて施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行う場合 240円が加算されます。
- 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器などのテクノロジーを 1つ以上導入し各要件を満たした場合以下が加算されます。

生産性向上推進体制加算(I) 100円／月
生産性向上推進体制加算(II) 10円／月
- 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同しリハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族に説明し継続的にリハビリテーションの質を管理すること。リハビリテーション実施計画書の内容などの情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合、33円／月加算されます。さらに口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合 53円／月加算されます。
- 以下の要件を満たした場合 1月 300円が加算されます。
 - イ) 医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うと共に、少なくとも 6 月に 1 回医学的評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画書の策定等に参加していること
 - ロ) イの評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者ごとに各職種が共同してそれに係る計画を策定し実施していること
 - ハ) イの評価に基づき少なくとも 3 月に 1 回支援計画を見直していること。
 - ニ) イの医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、適正かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること
- 入所者・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
また必要に応じてサービス計画を見直す等サービスの提供にあたってその情報を適正かつ有効な実施のため必要な情報を活用している場合、40円加算されます。
上記情報に加えて疾病の状況や服薬情報などの情報を厚生労働省に提出している場合、60円加算されます。
- 医師の指示箋に基づき特別な治療食を提供した場合は 1 日 3 食を限度とし、1 食につき 6 円加算されます。
- 管理栄養士の配置人数の要件を満たし、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種で作成した栄養計画に従い、食事の観察を週 3 回以上行い入所者ごとの食事の調

整を行った場合、11円を加算されます。

- 入所者が医療機関に入院し、当施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行い、また厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする場合1回200円加算されます。
- 経管栄養の方が医師の指示に基づき経口栄養に移行する場合には、28円加算されます。(原則180日以内)
- 摂食障害のある利用者に対して医師の指示に基づき継続的に経口からの食事摂取を進めるための経口維持計画を行う場合などには、経口維持加算(I)として1月につき400円加算されます。またそれに加え、医師、歯科衛生士、言語聴覚士による食事の観察や会議を行った場合は経口維持加算(II)として1月につき100円加算されます。
- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合には、1月につき90円加算されます。
- 上記に加え、口腔衛生などの管理に係る計画の内容などの情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合、110円加算されます。
- 利用者の病状が重篤となり、救急救命医療が必要となった場合、緊急時治療管理費として518円加算となります。(連続した3日間が限度:月1回に限る)
- 肺炎・尿路感染症・蜂窩織炎・帯状疱疹、慢性心不全憎悪であって検査した場合又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置などを行なった場合、1日につき239円を加算されます。
- 国が定めた感染症に関する研修を受講している医師が肺炎・尿路感染症、蜂窩織炎・帯状疱疹、慢性心不全憎悪であって検査した場合、投薬、検査、注射、処置などを行なった場合、480円加算されます。
- 入所者ごとに褥瘡発生リスクなどの評価を行い、その評価結果などを厚生労働省に提出し褥瘡管理の実施にあたってその情報を活用していること
リスクがある入所者に対して褥瘡ケア計画を作成し定期的に記録をする。
少なくとも3月に1回計画を見直すこと
上記すべてを実施した場合、3円加算されます。
- 上記要件を満たしている施設において褥瘡発生リスクのある入所者について褥瘡発生のない場合、13円加算されます。
- 排泄に介助を要する利用者のうち医師、又は医師と連携した看護師が排泄にかかる要介護状態を軽減できると判断し入所時に評価し、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果などを厚生労働省に提出し排せつ支援にあたってその情報を活用していること、支援計画の作成し支援を継続して実施していること。また少なくとも3月に1回支援計画を見直している場合10円加算されます。
- 上記要件を満たしている施設において、入所時と比較して排尿排便少なくとも一方が改善しどちらも悪化がないかオムツ使用が無くなった場合、15円加算されます。
- あるいは上記要件を満たしている施設において、入所時と比較して排尿排便少なくとも一方が改善しどちらも悪化がないかつオムツ使用が無くなった場合、20円加算されます。
- 協力医療機関との間で入所者などの同意を得て当該入所者などの病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合要件により(1)100円/月(令和6年度)50円/月(令和7年度~)(2)5円/月
- 仁風荘では、サービス提供強化の一環として厚生労働大臣が定めた基準で介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が6割を超えており1日につき18円加算され

ます。

- 介護職員の処遇改善を目的として、所定単位数（介護保険自己負担額）に 7.5%を乗じた金額が加算されます。
- 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合入所時に 1 回を限度として 20 円が加算されます。

2 その他の利用料金

- ① 食費（1 日当たり） 1, 750 円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費（療養室の利用費）（1 日当たり）
 - ユニット型個室 2, 066 円
 - 多床室 437 円
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- ③ 入所者が選定する特別な療養室料／1 日
 - 個室 700 円 西町・本町 3 丁目トイレ付き
 - 個室 500 円 本町 3 丁目トイレなし
なお、ご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。
- ④ 日常生活品費／1 日 250 円
石鹼、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぶり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 教養娯楽費／1 日 無料
俱楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するもの。
- ⑥ 理美容代 実費（1, 000 円～2, 000 円程度）
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 行事費 (その都度実費をいただきます)
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 健康管理費 一部負担有（市町村によって違います）
インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 私物の洗濯代 1 袋 720 円
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑩ その他の費用
 - 4 床室に備え付けてあるテレビ・冷蔵庫をご希望により使用された場合にお支払いいただきます。

テレビ	1 日 200 円
冷蔵庫	1 日 100 円
 - 施設からおやつをご希望される場合にお支払いいただきます。 1 日 100 円
 - 施設よりコーヒー・紅茶・昆布茶・ココア・生姜湯などを希望される場合にお支払いいただきます。 1 日 50 円

3 支払い方法

- ・毎月 15 日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください

ださい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。
入所契約時にお選びください。

B 仁風荘短期入所療養介護の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

短期入所療養介護の居宅サービス（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

*基本療養費の日額については、別紙（仁風荘ショートステイ利用料金一覧）の通りとなります。

- 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき 184 円加算されます。
- 要介護 4 又は 5 であって、手厚い医療のニーズが必要な状態である時は 1 日につき 120 円加算されます。
- 居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者の受け入れを行った場合は 1 日につき 90 円を加算されます。（利用開始した日から起算して 7 日、世話をしている家族の疾病などやむを得ない事情がある場合は 14 日が限度）
- 治療管理を目的とし、基準に従い居宅サービス計画書において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を行った場合に 10 日を限度とし 1 日につき 275 円が加算されます。
- 固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は上記施設利用料に 76 円加算されます。
- 国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したスタッフを 1 名以上配置し、また認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを行っている場合 3 円が加算されます。
- 国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したスタッフと認知症ケアに関する専門性の高い看護師が、他職員に対し認知症ケアの指導等を実施しています。また、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施しておりますので 1 日 4 円加算されます。
- 介護保健施設短期入所療養介護サービス費（I）の【基本型】又はユニット介護保健施設短期入所療養介護サービス費（I）の【基本型】を算定しているものである場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が 40 以上の場合 51 円加算されます。
- 介護保健施設短期入所療養介護サービス費（I）の【在宅強化型】又はユニット介護保健施設短期入所療養介護サービス費（I）の【在宅強化型】を算定しているものである場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が 70 以上の場合、51 円加算されます。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行なう費用として 1 日につき 240 円加算されます。
- 厚生労働省大臣が定める療養食を提供する場合、1 食につき 8 円が加算されます。
- 利用者の病状が重篤となり、救急救命医療が必要となった場合、緊急時治療管理費として 518 円加算となります。（連続した 3 日間が限度：月 1 回に限る）
- 仁風荘短期入所療養介護では、サービス提供強化の一環として国が定めた基準で介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 6 割を超えており 1 日につき 18 円加算されます。
- 認知症行動・心理症状（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に 1 日につき 200 円が加算されます。（7 日間に限る）
- 若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定め受け入れ、サービスを行った場合は 1 日につき 120 円が加算されます。
- 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支

援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し各要件を満たした場合以下が加算されます。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100円／月

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円／月

- 介護職員の処遇改善を目的として、所定単位数(介護保険自己負担額：支給限度額外)に7.5%を乗じた金額が加算されます。

2 その他の利用料

- ① 食費／1日 1,750円 (朝食 410円・昼食 670円・夕食 670円)
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります)
- ② 滞在費 (療養室の利用費)／1日
➤ ユニット型個室 2,066円
➤ 多床室 437円
(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
- ④ 入所者が選定する特別な療養室料／1日
個室 700円 本町3丁目トイレ付き・西町
500円 本町3丁目トイレなし
- ④ 日常生活品費／1日 250円
石鹼、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしごり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 教養娯楽費／1日 無料
俱楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 理美容代 実費 (1,000円～2,000円程度)
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 私物の洗濯代 1袋720円
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 送迎費／片道 200円
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。
- ⑩ その他の費用
➤ 4床室に備え付けてあるテレビ・冷蔵庫をご希望により使用された場合にお支払いいただきます。
テレビ 1日200円
冷蔵庫 1日100円
- 施設からおやつをご希望される場合にお支払いいただきます。 1日100円
- 施設よりコーヒー・紅茶・昆布茶・ココア・生姜湯などを希望される場合にお支払いいただきます。 1日50円

3 支払い方法

- ・毎月15日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いく

ださい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。
入所契約時にお選びください。

C 仁風荘介護予防短期入所療養介護の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

介護予防短期入所療養介護の介護予防サービス(要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

*基本療養費の日額については、別紙（仁風荘ショートステイ利用料金一覧）の通りとなります。

- 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円加算されます。
- 固定した職員を配置した認知症専門棟に入所の場合は上記施設利用料に76円加算されます。
- 国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したスタッフを1名以上配置し、また認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを行っている場合3円が加算されます。
- 国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したスタッフと認知症ケアに関する専門性の高い看護師が、他職員に対し認知症ケアの指導等を実施しています。また、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施しておりますので1日4円加算されます。
- 介護保健施設予防短期入所療養介護サービス費（I）の【基本型】又はユニット介護保健施設予防短期入所療養介護サービス費（I）の【基本型】を算定しているものである場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が40以上の場合51円加算されます。
- 介護保健施設予防短期入所療養介護サービス費（I）の【在宅強化型】又はユニット介護保健施設予防短期入所療養介護サービス費（I）の【在宅強化型】を算定しているものである場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が70以上の場合、51円加算されます。
- 居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者の受け入れを行った場合は1日につき90円加算されます。（利用開始した日から起算して7日間が限度世話をしている家族の疾病などやむを得ない事情がある場合は14日が限度）
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行なう費用として1日につき240円加算されます。
- 厚生労働省大臣が定める療養食を提供する場合、1食につき8円が加算されます。
- 治療管理を目的とし、基準に従い居宅サービス計画書において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を行った場合に10日を限度とし1日につき275円が加算されます。
- 利用者の病状が重篤となり、救急救命医療が必要となった場合、緊急時治療管理費として518円加算となります。（連続した3日間が限度：月1回に限る）
- 仁風荘介護予防短期入所療養介護では、サービス提供強化の一環として国が定めた基準で介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が6割を超えており1日につき18円加算されます。
- 認知症行動・心理症状（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に1日につき200円が加算されます。（7日間に限る）
- 若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定め受け入れ、サービスを行った場合は1日につき120円が加算されます。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す

る方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し各要件を満たした場合以下が加算されます。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100円／月

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円／月

- 介護職員の処遇改善を目的として、所定単位数(介護保険自己負担額：支給限度額外)に7.5%を乗じた金額が加算されます。

2 その他の利用料

- ① 食費／1日 1,750円 (朝食 410円・昼食 670円・夕食 670円)
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります)
- ② 滞在費(療養室の利用費)／1日
 - ・ユニット型個室 2,066円
 - ・多床室 437円
(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
- ③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日
 - 個室 700円 本町3丁目トイレ付き・西町
 - 500円 本町3丁目トイレなし
- ④ 日常生活品費／1日 250円
石鹼、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしづり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 教養娯楽費／1日 無料
俱楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 理美容代 実費(1,000円～2,000円程度)
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 行事費 (その都度実費をいただきます。)
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ 私物の洗濯代 1袋720円
私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。
- ⑨ 送迎費／片道 200円
基本的には、保険給付の自己負担の範囲となります。通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。
- ⑩ その他の費用
 - *4床室に備え付けてあるテレビ・冷蔵庫をご希望により使用された場合にお支払いいただきます。

テレビ	1日200円
冷蔵庫	1日100円
 - *施設からおやつをご希望される場合にお支払いいただきます。 1日100円
 - *施設よりコーヒー・紅茶・昆布茶・ココア・生姜湯などを希望される場合にお支払いいただきます。 1日50円

3 支払い方法

- ・毎月 15 日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの 3 方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報の取扱いについて

「個人情報」とは、介護記録をはじめとした諸記録や介護保険被保険者証等の個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

当施設では、下記の目的に沿って業務上必要な範囲に限り個人情報を利用し、下記の目的以外には利用いたしません。

<介護サービスの提供に必要な事項>

- ①介護サービスの提供
- ②介護・公費負担医療に関する保険請求事務及びその委託（レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答）
- ③厚生労働省、鳥取県などの関係行政機関等による法令に基づく照会・届出・調査・実地指導など
- ④当事業所が行う管理運営業務のうち、「会計、経理」、「介護事故の報告」、「利用者サービスの向上」など
- ⑤他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）との連携
- ⑥他医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等）からの照会への回答
- ⑦ご利用者への介護サービスの提供等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
- ⑧家族等への病状説明
- ⑨その他、ご利用者への医療・介護サービス提供に関する利用
- ⑩組織体制の変更等、ご利用者への介護サービスに関するご案内
- ⑪賠償責任保険に係る、医療・介護に関する専門団体、保険会社、弁護士等への相談又は届出

<上記以外で当事業所として必要な事項>

- ①事業所が行う管理運営業務のうち「業務の改善のための基礎資料」、「学生実習への協力等」、「職員への教育研修等」、「症例、事例検討・研究」
- ②個人を識別できないように配慮した上での学会・研究会等への発表
- ③当事業所の管理業務のうち「外部監査機関への情報提供」
- ④サービス利用経過及び予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

介護老人保健施設のサービス提供に伴う同意書

令和 年 月 日

医療法人養和会

介護老人保健施設仁風荘

ユニット型介護老人保健施設仁風荘 施設長 殿

介護老人保健施設（ユニット型を含）のサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護）を利用するにあたり、施設利用契約書、当施設のご案内、利用者負担説明書、個人情報の取扱い等に基づき、重要事項に関して、担当者による説明を受け、サービス利用契約に同意します。なお、その内容を十分に理解し、施設サービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを扶養者、連帯保証人と共に誓約します。

※介護報酬改定や税率改定における利用料金等の変更において、契約書等を再度取り交わすことなく、別紙の利用料改定表を確認することで、変更事項について同意します。

記

1. 介護老人保健施設仁風荘、ユニット型介護老人保健施設仁風荘の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 利用料等の費用の支払いについては、貴施設に一切迷惑をかけません。
3. 扶養者は、上記利用者の身柄に関する一切の引受けをします。連帯保証人は、貴施設に対し、利用者が本契約（本同意書）上負担する一切の債務を極度額（限度額）100万円の範囲内で連帯して保証します。
4. 利用者、扶養者、連帯保証人（以下、「利用者等」という。）は契約終了後、遅滞なく施設内の残置物の引き取りをします。契約終了後7日間経過後に、なおも残置した動産類が存する場合には、利用者等は当該動産類についての所有権を放棄し、医療法人養和会がこれを処分することに異議を述べません。当該残置物の処分について費用が生じた場合には利用者等の負担とします。

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

< 扶養者 >

住 所

電話番号

氏 名

<連帯保証人>

住 所

電話番号

氏 名

利用者との関係（ ）

※上記連帯保証人の極度額（限度額）は100万円とする。